

# 評価推進機構ニュース 第17号

## 今回の特集

- ◆機構の受審促進策紹介
- ◆平成24年度に行った機構の取り組み
- ◆平成25年度の研修計画を策定しました

### ◆機構の受審促進策紹介

#### 平成24年10月27日（土） 第三者評価高齢セミナーを開催しました。

高齢分野の居宅系サービス事業者の方にも、第三者評価をサービスの質の向上に役立ててもらいたいと考え、セミナーを開催いたしました。

第1部で、評価・研究委員会の栃本委員長と元厚生労働省宮島局長からご講演をいただき、第2部で福祉ジャーナリスト、事業所代表者等によるパネルディスカッションを行いました。

当日は、事業者、区市町村、全国の推進組織等、304名の方々が参加されました。

来場された方のアンケートの中には「第三者評価制度に対する理解がすすみ、勉強になりました」等のお声もあり、今後より一層第三者評価を活用していただける事業所の方が増加するのではという期待が持てました。



#### 事業者連絡会で評価制度の説明会を行っています。

区市町村と連携し、区市町村が主催する事業者連絡会にて第三者評価の普及推進を行っています。今年度は、これまでに10区市の事業者連絡会において第三者評価の説明を行いました。

事業者連絡会は、区市町村からの依頼を受けて、機構職員が、評価のしくみについて説明する機会になっています。第三者評価に積極的に取り組んでおられる区市町村からは、依頼が毎年あります。



#### 平成24年度の事業者連絡会実績

日付	区市	分野	日付	区市	分野
4/12	大田区	高齢分野	5/30	葛飾区	認知症対応型GH、訪問介護等
5/11	豊島区	障害分野	6/12	八王子市	訪問介護、通所介護、福祉用具
5/17	文京区	居宅介護支援、通所介護等	6/22	中野区	認可保育所
5/23	荒川区	居宅介護支援、訪問介護等	1/15	渋谷区	居宅介護支援、訪問介護等
5/28	世田谷区	認証保育所	2/15	墨田区	居宅介護支援、訪問介護等

#### 受審実績CD-Rやパンフレットの配布を行っています。

平成24年度は、新たに都民向けパンフレットも作成し、全部で4種類のパンフレットがあります。区市町村ごとの第三者評価受審実績が分かるCD-Rも平成23年度から作成しており、パンフレットと合わせて第三者評価の普及啓発のために活用しています。

パンフレットはこちらからダウンロードできます。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/datafile2.htm>



## ◆平成24年度に行った機構の取り組み



平成25年度から新たに4サービスが評価対象サービスに加わります。

### 高齢分野

NEW

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 複合型サービス
- 都市型経費老人ホーム

### 児童分野

NEW

- 児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】

新規に策定したサービスについては、フォローアップ研修（共通コース）で詳しく項目の解説を行います。ただし、児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】は社会的養護関係施設となるため、平成25年度当初に開催予定の社会的養護関係施設評価者養成研修にて、詳しく項目の解説を行います。研修により、それぞれのサービス実態を把握したうえで、評価に臨んでいただきます。



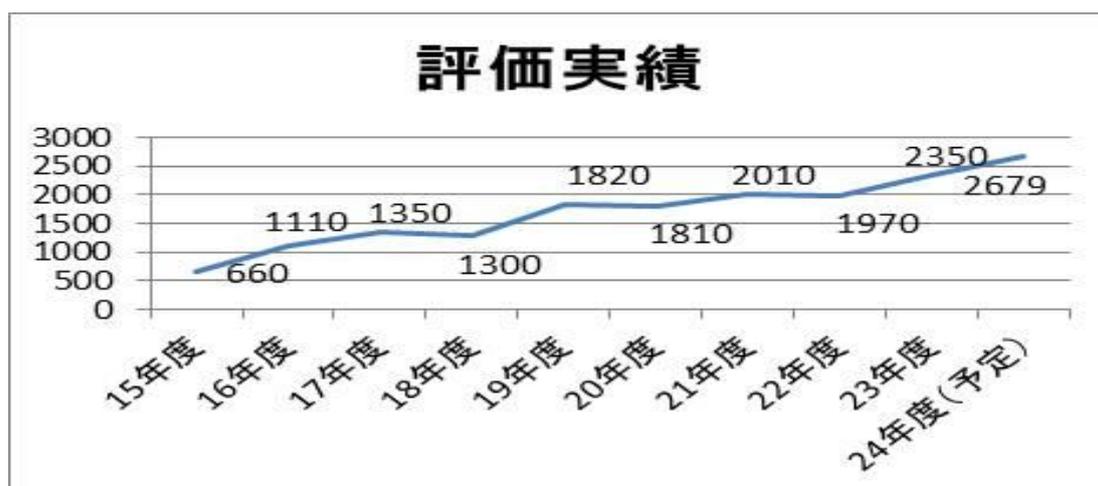
利用者調査の見直しを行っています。

東京都の第三者評価制度は、発足してから10年が経ちました。機構では、利用者調査の項目の見直しにとどまらず、原則である全利用者に対する利用者調査が実施できるよう、しくみの見直しを行っています。

今年度は、検討した内容を踏まえて、利用者調査ガイドラインを改定しました。引き続き来年度も見直しを行い、利用者調査に関する研修体系の確立等を行う予定です。



評価の質の向上に向けて機構内部で検討を進めています。



東京都における評価件数は、評価開始当初から徐々に増加しており、機構に提出される評価結果報告書の件数も増加傾向にあります。さらに、評価結果報告書のチェックの際、修正依頼内容が職員によりばらつきがあるとのこと指摘も受けていました。そこで、機構では、よくある指摘内容を整理し、統一フォーマットを使用した報告書チェック業務を進めています。これにより指摘内容のプレをなくし、さらに、業務の効率化を目指しています。

また、評価機関ごとにどのような指摘が多いか、データの蓄積もはじめており、今後の評価の質の向上に役立てていく予定です。

# ◆平成25年度の研修計画を策定しました

## 評価者養成講習

平成25年度に養成予定の評価者人数は、平成24年度と同数の120名です。

## 評価者フォローアップ研修



- 1 評価者フォローアップ研修（共通コース）**  
平成24年度に検討、決定した評価手法等について説明し、円滑な評価実施をめざします。
- 2 評価者フォローアップ研修（専門コース）**  
評価者の経験年数や評価実績等のレベルに応じた研修を実施し、評価者のレベルアップをめざします。レベル別研修の中でも、発展編は平成25年度から新規に実施する研修で、評価機関のチームリーダーとして指導的立場にある評価者に対し、評価の流れの各場面でのリーダーとしてのスキルアップを図ります。

## 平成25年度評価者フォローアップ研修（専門コース）等実施計画

※研修計画は予定であり、変更になる場合があります。（随時更新し、福ナビに掲載いたします。）

平成25年3月18日現在

研修	内 容	定員等	日 数	開催時期	
理論研修	組織マネジメントの基礎 *2コース実施	80名	2日	A: 5/27、30 B: 5/29、	
	「組織マネジメント」を踏まえた評価スキルの向上	40名	2日	6/3、4	
スキルアップ研修 ※経験年数の浅い評価者	コミュニケーションスキルの習得 ～評価における良好なコミュニケーションに向けて～ *2コース実施	60名	2日	8月～9月 1月～2月	
	評価者のためのベーシックスキルの習得 ～「論理的思考と伝達方法」の基礎を学ぶ～	30名	2日	10/21、22	
フォローアップ研修（専門コース）	児童福祉サービスの現状を学ぶ	90名	2日	7月～9月	
	高齢者福祉サービスの現状を学ぶ	90名	2日	7月～9月	
	障害者福祉サービスの現状を学ぶ	90名	2日	7月～9月	
	障害のある人への、一人ひとりに応じた支援の現状を学ぶ	30名	3日 施設見学あり	10月～11月	
全評価者対象 ※各コースに【標準編】 【応用編】を設定する  【標準編】 評価件数の少ない評価者 または経験年数の浅い評価者  【応用編】 評価者として一定の経験を積んだ評価者	児童福祉サービスの共通評価項目を学ぶ	標準	40名	2日	6月～8月
	児童福祉サービスの共通評価項目の理解を深める	応用	40名	2日	6月～8月
	高齢者福祉サービスの共通評価項目を学ぶ	標準（26年度開催）		2日	7月～9月
	<b>新</b> 高齢者福祉サービスの共通評価項目の理解を深める	応用	40名		
	障害者福祉サービスの共通評価項目を学ぶ	標準（26年度開催）		2日	7月～9月
	<b>新</b> 障害者福祉サービスの共通評価項目の理解を深める	応用	40名		
	評価の視点の導き出し方を学ぶ 《高齢事例》 《保育事例》	標準（26年度開催）		2日	9月
	<b>新</b> 評価の視点の導き出し方の理解を深める 《高齢事例》 《保育事例》	応用	70名		
専門コース発展編 （チームリーダー研修）	<b>新</b> 評価チームのリーダーとしてのスキルアップ	発展	30名	2日	1月～2月
修了予定人数 合計		770名			
公開講座	<b>新</b> ①コミュニケーションスキルの基礎 ②福祉サービスの現状と都の施策を学ぶ	200名	半日	11月～2月	
評価機関支援研修	①マネジメント力強化～評価機関の役割・責務を考える～ ②評価機関スキルアップ～現場の力をつける～ ③公開講座への参加	①30名 ②40名	①2日 ②1日	7月～9月	
社会的養護関係施設 評価者養成研修	社会的養護関係施設の評価を実施する評価者を養成する	100名	1日	5月～6月	

# 平成25年度の検討事項

## 障害児通所支援サービスの共通評価項目の再編成・見直しを行います

平成24年4月に児童福祉法の改正がありました。機構では、新しい障害児サービスの体系に基づく共通評価項目の再編成・見直しを、順次行う予定です。

平成25年度は、まず、通所系の障害児サービスにおける評価の仕組み、共通評価項目の再編成・見直しを行い、平成26年度から新しい体系での評価実施を目指します。

## 児童自立支援施設の共通評価項目の策定を行います

平成24年度より、社会的養護関係施設の評価が義務付けられました。これに対応するため、平成25年度に児童自立支援施設の共通評価項目の策定を行い、平成26年度からの評価実施を目指します。

### 社会的養護関係施設の第三者評価の義務化

対象 ※（）内は都内の施設数	乳児院（10カ所）、母子生活支援施設（36カ所）、児童養護施設（58カ所）、児童自立支援施設（2カ所）、情緒障害児短期利用施設（0カ所）
内容	3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務付ける。第三者評価を行わない年は、第三者評価の項目に準じて自己評価を実施する。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの外部評価の実施回数緩和の要件に伴う共通評価項目の検証を行います。

平成25年度より、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスが東京都福祉サービス第三者評価の対象サービスとなります。これらのサービスは、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護と同様に、毎年、自己評価及び第三者評価を実施することが義務付けられる予定です。

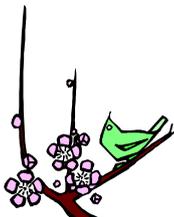
ただし、実施回数緩和の要件を満たしている場合は、第三者評価の実施回数を2年に1回にすることができることになります。実施回数緩和の要件となる項目を、国の外部評価に係る通知（今後発出される予定）で確認の上、必要な見直しをする予定です。

### 参考 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の外部評価実施回数緩和の要件

- (1) 過去に外部評価を5年間継続して実施している
- (2) ア 国指定様式別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を区市町村に提出している  
イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されている  
ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること  
エ 国指定様式別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2,3,4,6の実践状況（外部評価）が適切であること。

※東京都では外部評価とは、当機構の実施している福祉サービス第三者評価のことを指します。

外部評価項目	対応する 第三者評価項目	項目内容	実施状況
2	6-4-6-3	事業所と地域とのつきあい	●
3	6-4-6-4	運営推進会議を活かした取組み	●
4	6-4-6-5	市町村との連携	●
6	3-1-1-1	運営に関する利用者、家族等意見の反映	●
	3-1-1-2		●
	6-4-5-3		●



発行月 平成25年3月  
編集・発行 東京都福祉サービス評価推進機構  
所在地 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階  
メール hyoka@fukushizaidan.jp